

生活安全委員からのお知らせ(11月)

2024年11月14日 No7

2024年11月自転車の「ながらスマホ」が罰則強化!

禁止事項

○自転車運転中にスマホで通話など
(インナーディスプレイも併用する場合を除く)

○自転車運転中にスマホに表示した画面に注視すること

ただし、自転車に停止しているときを除く。



ながら運転の罰則

以前
懲役なし
罰金 5万円以下

11月1日からの	
手に持て通話	事故発生
6ヶ月以下	1年以下
10万円以下	30万円以下

自転車の運転中に起る交通事故において携帯電話を使用していた場合の件数は増加傾向にあり画像目的の使用がそのほとんどを占めています。

また次のような運転も重大な事故につながる危険な行為です。絶対にしないでください。

傘さし運転 (5万円以下の罰金等)

イヤホンやヘッドホンを使用するほかに安全な運転に必要な音または声が届かない状態での運転

2人乗り (5万円以下の罰金) 並進運転 2万円以下の罰金